

○越谷市商工対策委員会条例

昭和 4 8 年 3 月 3 1 日

条例第 2 0 号

改正 昭和 4 8 年 1 2 月 2 5 日 条例第 4 8 号

昭和 5 7 年 6 月 2 8 日 条例第 1 4 号

平成 3 年 9 月 2 7 日 条例第 2 5 号

平成 1 1 年 1 2 月 2 8 日 条例第 3 1 号

平成 1 2 年 4 月 1 1 日 条例第 3 0 号

平成 1 7 年 3 月 3 1 日 条例第 2 3 号

平成 2 8 年 3 月 2 3 日 条例第 2 7 号

令和 2 年 1 2 月 1 6 日 条例第 4 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、越谷市商工対策委員会の設置、組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、越谷市商工対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 商工団体の育成および推進に関する事項
- (2) 商工観光事業に関する事項
- (3) 商工業の金融に関する事項
- (4) 工場の立地および移転に関する事項
- (5) 商工業の雇用に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 商工会議所を代表する者

(2) 知識経験者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境経済部経済振興課において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第48号）抄

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第31号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第2項第1号の規定により委嘱されている越谷市商工対策委員会委員は、改正後の第3条第2項第1号の規定により委嘱された越谷市商工対策委員会委員とみなす。

附 則（令和2年条例第41号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。